ディーセント・ワーク、働きがいのある人間らしい仕事の実現をめざす特別決議

2016年の文科省「教員勤務実態調査」の結果を受け、学校の働き方改革が喫緊の課題と言われてからすでに6年が経過した。この間、文科省、教委、学校現場はそれぞれに工夫してとりくみをすすめてきたものの、学校現場からは「超勤実態は変わっていない」「GIGA スクールに関わる研修や授業づくりの負担が大きくなった」「体調を崩しても代替者が来ない不安が大きく、無理せざるを得ない」といった教職員のいのちと健康が蝕まれている深刻な訴えが相次いでいる。

連合総研は、9月7日、文科省に先駆け「教職員の働き方と労働時間に関する調査」の速報値を公表した。持ち帰り仕事を含む教員の1か月の時間外在校等時間の平均は123時間16分で、2015年の129時間22分からほぼ変わっておらず、過労死ラインを大きく超える働き方は依然として解消されていない。さらに、改正給特法により意識の上では労働時間への関心が高まったとしているものの、管理職から実際より短い在校等時間報告を求められた教員が12.6%もいるという結果となった。もはや学校現場だけでの業務削減や業務分担には限界があり、上限規制の遵守すら依然として困難な学校現場の現状を示した当然の結果と言える。本来、抜本的業務削減は、所定の勤務時間内で遂行できる量に文科省・教委が調整する責務があり、業務量に見合った教職員の配置も必須である。また、調査結果では、教員志望者に教員の仕事を勧めないとした答えが6割近くを占め、その理由は「業務量が多い」「勤務時間が長い」「精神的負荷が多い」としている。精神疾患による休職者も高止まりが続いている。いつまで、教職員のいのちと健康を蔑ろにするのか。教育の持続性にも大きく影響する。真の働き方改革へのスタートとなる給特法の廃止・抜本的見直しは急務である。

教職員が仕事に誇りを持ち、次世代に教職のすばらしさを生き生きと伝えられる働き方を求めて、今こそディーセント・ワークへの転換をめざしていく。時間外勤務を前提としない適正な業務量により、教員が主体的に授業を構築し、子どもたちの学びを支え育む学校本来のあり方は、教職員のみならず子どもたちのWell-beingに資するものとなる。日教組は、単組・支部とともに、社会的対話をすすめ、大胆な業務削減、教職員定数改善、そして給特法の廃止・抜本的な見直しを求め、だれもが安心して働き続けられる職場の実現をめざして、不退転の決意でとりくむ。

以上、決議する。

2022 年 9 月 13 日 日本教職員組合 第 165 回中央委員会